

令和2年9月

総務大臣
高市早苗様

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農林中央金庫

地方税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成28年6月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

また、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」(2018年3月設置。以下「勉強会」という。)でも「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」(以下「調査レポート」という。)の取りまとめ¹にあたっては、貴省にご協力を賜り、あらためて厚く御礼申しあげます。

さらに、貴省のご尽力により、昨年10月に地方税共通納税システムが稼動し、法人住民税をはじめとする申告税に関しては、すべての地方公共団体において、ペイジーによる電子納付を行える仕組みが実現いたしました。

もっとも、地方税全体で見ると、課税件数の9割以上は自動車税や固定資産税等の賦課税であり²、同税目について、電子納付を導入している地方公共団体は依然として少ないことから、多くの納付者は時間や場所の制約のない効率的な納付方法である電子納付を選択することができない状況にあります。また、金融機関窓口で納付された場合には、金融機関および地方公共団体の双方において大量の納付済通知書等に係る

¹ 未来投資戦略2017に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできることがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的(～10年程度)にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合(事務局：全国銀行協会。関連URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>)。

² 平成29年9月26日開催の政府税制調査会資料(総11-3)をご参照。

事務処理（精査、搬送、消込、保管等）が日常的に発生する等、納付者・地方公共団体はもとより、金融機関も含め、それぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として効率化の余地が大きい領域となっています。

一方、足許では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められており、5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議において、「新しい生活様式」が整理されたところです³。

電子納付は納付者の制約（時間・納付窓口）なく行うことが可能であり、また、金融機関および地方公共団体の双方においても納付済通知書に係る事務処理を削減することができる等、納付に伴う一連の手続きをペーパーレス化することによって、人との接触を8割減らし、「3つの密」を回避することが期待できます。すなわち、電子納付を推進することは、「新しい生活様式」の実践に寄与するものとなります。

また、政府の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日）においても、「税・社会保険手続のワンストップ化・ワンズオンリー化」が掲げられているところです。

以上を踏まえ、ウィズコロナの観点、そして、目下、政府で議論が進んでおります行政手続のIT化ニーズ等の観点から、地方税の電子納付のより一層の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 地方税の電子納付等に係る取組みの推進

昨年10月に稼働した地方税共通納税システムについて、サービス稼働当初から取扱対象である個人住民税（特別徴収分）以外の賦課税目についても、取扱対象に追加されることで、より一層の利便性向上につながることから、政府方針においても、今後の取組みとして、利用可能税目の拡大を順次実施することとされている⁴。

本件については、貴省および地方税共同機構が事務局となる「地方税における電子化の推進に関する検討会」（以下、単に「検討会」という。）において検討がされており、特に自動車税、固定資産税について早期に対象となるよう、貴省におかれても引続き対応をお願いしたい。

また、個人による納付の効率化の観点からは、全国すべての地方公共団体に対し、マイナポータルの公金決済サービス上で、あらゆる税・公金の納付が可能となるよう、各地方公共団体に対する幅広い支援をお願いしたい。

あわせて、電子納付へのシフトを促すため、電子納付を選択した納付者へのインセンティブの付与（例：税額控除、軽減税率の適用）について検討をお願いしたい。

³ 令和2年5月4日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をご参照。

⁴ 直近では、令和元年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正大綱」において、「対象税目に個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を追加」することが掲げられている。

このほか、ペーパーレス化に向けた取組みの観点から、窓口納付時における紙ベースの領収書を不要とできるよう、eLTAX において納税証明書を表示・出力できるようにする取組みの検討をお願いしたい。

2. 賦課税納付書の規格・様式の統一、QR コードの活用

調査レポート（2018 年度）では、自動車税・固定資産税をはじめとする賦課税に関しては納付書の郵送ニーズも高かったことも見受けられ、この状況はウィズコロナの状況にあっても当面存続することが予想される。

そこで、賦課税を中心とする納付書を前提にすると、事務処理の効率化の点からは、納付書の規格の統一が有効であり、金融機関・コンビニエンスストア等の窓口納付時に広く使用されている「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづく標準帳票に統一することが合理的と考えられる。

したがって、貴省におかれては、MPN 標準帳票の導入を進めるうえでの手引きを整備のうえ、各地方公共団体に周知すること等をご検討いただきたい。

もっとも、調査レポート（2018 年度）によれば、納付書の規格統一には、すべての収納機関における用紙の調製やシステム改修が必要となり、負荷が高く実現性の課題があるところ、現行の納付書に、別途、納付に必要な情報を格納した QR コードを付与することで効率化が図れると考えられる。

この QR コードが普及すれば、将来的には、納付者自身がスマートフォンで当該 QR コードを読み取って納付するサービスが可能になる等、納付者にとっての利便性向上や納付方法の選択肢が増えるだけでなく、収納機関における消込業務等も効率化できると考えられる。さらには、金融機関・コンビニエンスストア等の窓口への来店を回避することもでき、「3つの密」の回避に資することとなる。

納付書への QR コードの追加については、検討会において、地方税共通納税システムの賦課税目への対応案として検討がされており、また、納付書に QR コードを付す場合に必要と考えられる情報項目については、調査レポート（2019 年度）において取りまとめられている。

については、貴省におかれては、口座振替やペイジー、スマートフォンでコンビニ収納のバーコードを読み込み決済するサービスといった既存の納付方法の普及活動のほか、QR コードを活用した新たな納付方法の検討・導入について、引き続き検討をお願いしたい。

3. 電子納付の推進・周知強化

調査レポート（2018 年度）における調査結果では、納付手続において電子納付（口座振替、ペイジー等）を知らないという層が一定程度存在し、また、知っていても利用率が低調であるという状況が分かったことから、全銀協では、「暮らしのデジタル化ガイド」および法人・個人事業主向けのチラシ（以下「ガイド等」という。）を作成している。

金融界としては、ガイド等の配布や、ウェブサイトにおける掲載等を通じて、納税者への周知・広報に向けた取組みを行っているが、より一層の推進の観点からは、収納機関側からのアプローチも有効であると考え、貴省から各地方公共団体に対しても、ガイド等の配布や、ウェブサイトにおける掲載等を推進いただきたく、これまでもご協力いただいているところ、さらなる周知強化のご協力をお願いしたい。

特に、電子申告が義務化されている大法人に関して、さらなる電子納付の利用を推進いただきたく、ご協力をお願いしたい。

なお、調査レポート（2019年度）における調査結果では、多数の金融機関において、個人を対象にインターネットを利用した口座振替手続（ウェブ口座振替受付サービス）を提供していることを確認している。

当該サービスを各地方公共団体が活用することで、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替手続の開始が可能となることから、ウェブ口座振替受付サービスの促進をお願いしたい。

4. 延滞金等の取扱いの見直し

地方税の納付期限経過後に生じる延滞金・督促料等（以下、これら本税に付随するものを称して「延滞金等」という。）の徴収を金融機関が行うこととしている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関の業務を逸脱していると考えられる。更には、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって収納方法が異なる場合もあることから、金融機関は、各地方公共団体に対し、1件ごとに収納方法を確認したうえで収納しているなど、大きな事務負担となっている。

については、金融機関における徴収は本税のみの取扱いとし、延滞金等は各地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。

なお、ペイジーであれば仕様上、延滞金自動計算機能があり、当該機能を利用することで、本税と延滞金の合計額を一度に収納することが可能であるという利点もあることから、ペイジーの利用の優位性は高く、地方公共団体への電子納付の推進に当たってはペイジーの促進をお願いしたい。

5. 自動車税の納付確認電子化に係る更なる利便性向上

平成27年4月から、自動車税の納付確認電子化⁵が実現し、登録自動車の継続検査（車検）時における自動車税の納税証明書の提示が不要となっている。

しかしながら、自動車税の納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数⁶がかかり、自動車税を納付後すぐに車検を受ける場合は従来どおり納税証明書が必要になる場合があるほか、軽自動車ワンストップサービス（軽自動車OSS）

⁵ 国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムと都道府県の自動車税納付確認システムの連携により、運輸支局等が自動車税の納付状況をオンラインで確認できること。

⁶ 最大4週間程度。

においては、国税である自動車重量税が平成 30 年 5 月から対象となったものの、地方税である軽自動車税は対応していない等、改善していただきたい点も残されている。

貴省におかれては、国土交通省や各地方公共団体とも協力のうえ、自動車税の納付確認電子化の対象を拡大していただき、自動車保有者の利便性の向上も図っていただくようお願いしたい。

6. 地方税収納等にかかる経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、長年、地方公共団体に対してサービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

金融機関窓口における地方税等の収納や地方公共団体が行う振込等については、金融機関が地方公共団体に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保出来ていないこと等から、この手数料につき、各当事者間の個別の協議により、早期に適正化が図られることを望んでいる。

この問題に対する各地方公共団体の理解促進について、本年 4 月に見直しがあった国庫事務取扱手数料も参考に、早期是正に向けた環境整備について格別のご高配を賜りたい。

以 上